

## 国営讃岐まんのう公園の運営維持管理業務民間競争 入札実施要項(案)に関する意見募集結果と今後の予定

国営讃岐まんのう公園では、平成25～27年度の運営維持管理業務に引き続き、平成28～31年度においても民間競争入札による業務委託を予定しており、その実施要項について、5月18日(月)から6月1日(月)まで広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答及び修正点について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく御願いたします。

平成27年 7月16日  
国土交通省 四国地方整備局

### 問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

課長 秋山 義典 (あきやま よしのり)  
課長補佐 曾我部 豊 (そかべ ゆたか)

TEL (087) 811-8315 (直通)  
〒760-8554 高松市サンポート3番33号

# 国営讃岐まんのう公園の運営維持管理業務民間競争入札 実施要項(案)に関する意見募集結果と今後の予定

## 1. 意見募集結果について

国営公園の維持管理業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づき、民間競争入札を実施しているところです。

国営讃岐まんのう公園では、平成25~27年度の運営維持管理業務に引き続き、平成28~31年度においても民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。このたび、公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日閣議決定)に従って、運営維持管理業務民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるに当たり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成27年5月18日(月)から平成27年6月1日(月)までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答及び修正点について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、下記の四国地方整備局のホームページからご覧いただけます。

### 【ホームページアドレス】

四国地方整備局 <http://www.skr.mlit.go.jp/>

ご意見募集に当たり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照ください。

## 2. 今後の主な予定

平成27年 7月17日	運営維持管理業務 民間競争入札開始
平成27年 11月中旬	運営維持管理業務 落札予定者決定

## 3. 意見募集結果の公表に関する問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

課長 秋山 義典

課長補佐 曾我部 豊

TEL 087-811-8315 (直通)

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO		要項案における該当箇所	ご意見	ご意見	回答
1	別紙資料(案)	○実施要項 P24～27 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件(表8) ○別紙資料 P392～393 提出様式1-5-1 業務実施体制	<勤務体制の運用条件の緩和> 業務責任者の勤務体制について、2名以上が常時勤務することと示されていますが、業務責任者1名かつ責任者を補佐する者1名以上を配置することで可としていただきたい。 また、業務責任者の勤務体制の確保が、一時的に困難となる場合は、総括調査員の事前承諾を得ることとありますが、緊急の場合も想定されるので、あくまで「原則、事前承諾」として例外を認めるべきです。		緊急時対応に必要な体制を踏まえ、業務責任者の勤務体制については、引き続き、2名以上が常時勤務することが必要と考えておりますが、事前の承諾については、急な病気や事故等緊急事態の場合は必須としない旨を記載しています。
2	実施要項(案)	○実施要項 P24～27 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件(表8) ○別紙資料 P392 提出様式1-5-1 業務実施体制	<業務責任者の変更要件の緩和> 総括責任者及び業務責任者の変更についての対象となる事情を「病気・死亡等」と例示していますが、「当初の者と同等以上」と確認できれば、広く柔軟な運用としていただきたい。 特に、当人の病気だけではなく、親族等の病気・介護等の関係で業務を遂行できなくなる場合等についても認めていただきたい。		総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者の変更については、原則として「病気・死亡等」に限定していますが、やむを得ない理由により変更する場合は、その都度協議が必要です。
3	実施要項(案)	○実施要項 P9～10 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質	<標準誤差を考慮したアンケート結果の判断> 包括的な質の達成状況をアンケート調査等の数値を基に評価する場合は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮して評価すべきです。		包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に努めています。
4	別紙資料	○別紙資料 P87 個別仕様書【施設・設備維持管理】 第2編 建物維持修繕等 第10条 作成書類 ○別紙資料 P255～258 建物・工作物に関する修繕履歴	<建物維持修繕等に関する作成書類の簡素化> 修繕業務における作成書類については、作成すべき種類、修繕件数が多く、作成期日も義務付けられているため、20万円以下の小額修繕物件は「作業記録写真」のみとするなど、簡素化していただきたい。		個別仕様書(施設・設備維持管理)第10条に基づく資料作成は、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えておりますが、作成対象を「調査職員等が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等」としており、既に事業者の負担軽減を図っております。
5	実施要項(案)	○実施要項 P2 1.1.2 開園期間及び時間 ○実施要項P39 5.2.2 総合評価の方法 (5)提案項目審査の評価方法 ○別紙資料 P432 【別添】企画書の提案に関する注意事項等	<開園日時を変更させる提案について> 「開園日時を変更させる提案については、内容の如何を問わず評価しないものとする」とありますが、内容によっては評価の対象としていただきたい。 また、開園時間の変更について、実施要項では、同意を得た上で変更できると記載されているため、別紙の「実施を認めないもの」のなかから「③開園時間を変更させるもの」は削除すべきです。		開園時間は、実施要項に示す時間を基本とします。繁忙期・行催事開催時等においては、協議に基づき開園時間を変更できることとしています。
6	実施要項(案)	○実施要項 P9～10 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質	<インターネット記事のカウントについて> マスコミ報道件数のカウント方法について、※5(9ページ)及び※6(10ページ)で「ホームページ等インターネット記事掲載は除く」と記載されていますが、一般社団法人日本新聞協会加盟等の主要ニュースサイトへの記事掲載については、カウントに含めていただきたい。		インターネット記事については、同一の記事が複数のホームページに掲載されることが多く、算定対象とする範囲など計測方法に課題があることから除外しています。
7	別紙資料(案)	○実施要項 P46 業務評定について(案) ○別紙資料 P387 業務評定	<業務評定について> 業務評定における加点評価について、「不可」の場合の減点要件が定められていますが、「優」や「良」の場合の加点要件も定めるべきです。 また、3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時に15点減点と記載されていますが、その対象者を、共同体およびその構成員(個別事業者)と明示していただきたい。		新規事業者の参入促進の観点から、「優・良」評定時の加点を定めておりません。また、次回入札時の減点対象は、3年評価を「不可」と評定した事由と当該構成員の業務分担との関係により判断することとなります。
8	別紙資料	○別紙資料 P433 企画書の提案に関する注意事項等	<企画書の提案に関する注意事項等について> 注意事項12に、「企画書に個人法人および個別グループ等が特定できる記載内容(法人名、個人名等)がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点対象としない」とありますが、申請者(当法人や当法人関連グループ)以外の連携して事業を行う協力者(法人やNPO、グループなど)などの記載は、評価の対象とすべきです。		個人法人や個別グループ等が特定できる内容を評価することは、公正な評価を行う上で支障となる場合があることから、評価の対象としないこととしています。

「国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

NO	ご意見		回答
	要項案における該当箇所	ご意見	
9	別紙資料 ○別紙資料 P36 第2章 第16条 記録の保存	<記録の保存について> 「報告書及び経理状況に関する帳簿類を調査職員等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保存するものとする。また、契約期間終了時には調査職員等へ引き継ぐこと。」となっていますが、収益事業や自主事業関係の書類の引き継ぎに関しては、帳簿類の提出は不要とすべきです。	業務引継に関しては、共通仕様書第32条において、引き継ぎ項目を明確化しています。また、報告書に関しては、共通仕様書第15条において提出することとしています。 報告書及び経理状況に関する帳簿類に関しては記録の保存の観点から、収益施設等事業を含め、事業者において5年間保存することとしています。 経理状況に関する帳簿類の提出を求める際には、国による過度な関与とならないよう留意しています。
10	実施要項(案) ○実施要項 P9～10 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質	<公園利用者数の確保における持込イベントの取扱い> 公園利用者数の確保において、公園内で開催される持込イベントは、対象にさせていただきたい。	天候、受託者の関与のない持込イベントなど受託者の責によらない要因により、公園全体の入園者数に大きな影響を及ぼすイベントについては、受託者の公正な評価の観点から、包括的な質の入園者数の算定対象から除外するものです。
11	別紙資料 ○別紙資料 P172～173 別紙9 収益施設等管理運営規定書 第2編 収益施設等管理運営個別規定書 第2章 レンタサイクル施設 第19条 費用負担	TSマーク対象外の自転車については、「購入後5年を経過した段階で随時新車に更新する」とありますが、自転車安全整備士の有資格者による整備を前提として他の自転車と同様の10年以上経過後の更新としていただきたい。	ご意見をふまえ、「TSマーク対象外の自転車については、「購入後5年を経過した段階で自転車安全整備士の有資格者による整備点検により更新が必要と判断された時点で更新を実施するものとする。」に修正します。
12	別紙資料 ○別紙資料 P67 別紙6 個別仕様書【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】 第2編 企画広報 第3章 広報 第34条 公開場所	<ホームページの業務範囲、責任範囲の明確化> ホームページについて、本業務における業務範囲、責任範囲を明確にさせていただきたい。	本業務におけるホームページに係る業務範囲は、個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)第34条～第37条に規定していますが、仕様書の定めに無い事項については、事業者が調査職員と協議の上定めることとしています。
13	別紙資料 ○別紙資料 P139～144 別紙9 収益施設等管理運営規定書 第1章 総則 第10条 四国地方整備局と施設等運営者の責任分担 第14条 国有財産の施設使用料	<長期閉園時の収益施設の使用料> 自然災害等の事業者の責任に帰さない理由による長期閉園を余儀なくされた場合においては、収益施設の使用料は、免除等考慮されることを仕様書等に明記していただきたいです。	ご意見を踏まえ、下記の通り修正します。 <収益施設規定書(下線部を追加)> 第14条 国有財産の施設使用料 …(中略)… なお、風水害その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱いについては、四国地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。
14	実施要項(案) ○実施要項 P25～26 3.3 配置予定者の業務実績等に関する要件(表8)	<公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和> 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。	技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。